

委員 長 報 告 書

さる 12 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第14号 橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例について
議案第15号 橋本市立文教施設基金条例について
議案第16号 橋本市歴史的景観保全条例について
議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第14号及び第15号は賛成者がなく否決すべきもの、第16号及び第33号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第14号及び第15号は、文教施設の使用料を免除している社会教育関係団体及びサークル等から、当該施設の維持管理に資するための協力金を徴収し、また、その徴収した協力金を積み立てるための基金を設置するため、それぞれ新たに条例を制定するものである。

委員から、協力金徴収については、関係諸団体に対する説明が不足し、理解を得られていない部分があるのではないかと のただしがあり、教育委員会議と社会教育委員会議においては、改正内容と今議会に提案することを報告しているが、公民館運営審議会において、館長会を通じて事前に説明するとしながらできなかったこと、また、社会教育認定団体や各地区公民館のサークルに対しても詳しい説明ができていない点について、誠に申し訳ないと思っている との答弁がありました。

教育文化会館の維持管理費が年間 986 万円ということだが、そこに入っている教育委員会事務局の電気、水道料が大半を占めていると思うが、公民館活動としての維持管理費用分はどのくらいと考えられるかと のただしがあり、電気、水道料等のメーターは、文化会館としてそれぞれ1本になっているため分割はできていない との答弁がありました。

公民館の利用実績のうち使用料の減免対象件数はどれ程か。また、市は生涯学習に力を入れていると思うが、協力金の徴収は公民館活動やサークル活動にどれほどの影響があると考えるか とのただしがあり、例えば、紀見北地区公民館では年間の減免件数が平成 25 年度実績で和室の午前 166 件、午後 178 件、夜 17 件、実習室の午前 125 件、午後 140 件、夜 25 件、会議室の午前 245 件、午後 205 件、夜 66 件、図書室の午前 45 件、午後 11 件、夜 2 件で、地区公民館として減免を受けているサークル活動は全体の概ね 92%から 93%となっているのが現状である。また、市では生涯学習推進計画を策定し、生涯学習の推進に力を入れていると評価されているし自負もしている。協力金徴収による影響については、各サークルによってかなり違うのではないかと考えている。自立したサークルとしてがんばっていかうとする場合、協力金についても乗り越えていけるだけの力は既に蓄えているのではないか。社会教育団体についても同様ではないかと思っている。社会教育団体やサークルに対して丁寧な説明を行い、橋本市の生涯学習の力を落とさないよう、またこのことを通してもう一つ節目をつくってがんばっていただけるよう対応したい との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、公民館活動は、文化教養、あるいは健康、その他住民の福祉において極めて重要なものだと考えている。その費用というのは行政経費として認めるべきで、活動を衰退、停滞させるような条件、要素は全て排除していくべきと考え、反対する との討論がありました。

同じく反対の立場から、維持管理に必要な経費は受益者負担という考え方は間違っていないが、今回は条例作成の過程に非常に問題がある。自分たちは市民の代表としてここに立っており、両方の意見等を吟味し賛否を表明するわけであるが、今回、関係者等への説明の過程が抜けているのではないかという点において反対する との討論がありました。

議案第 16 号は、高野参詣道である黒河道において、本年 10 月、国の史跡指定を受けた区間を、今後さらに世界遺産追加登録を目指すにあたり、その区間とともに周辺景観の保全が必要となる。祖先が残してきた貴重な

文化遺産とこれを取り巻く独自の文化景観を後世に継承していくため、新たに条例を制定しようとするものである。

委員から、条例制定によって不利益を受ける人が有るか。また、有る場合はどのような内容で、それに対する方策はどのように考えているかとのただしがあり、例えば、林業で木の伐採をするときに指定区域内では許可が必要となる。この場合には、今後また植林してその景観を維持できるということであれば許可することができる。林業、農業でこれまでの生業を維持していくことについてはほとんど支障がないと考えているとの答弁がありました。

財産所有者が形質や利用方法を変える場合はどうか。また、そのような行為を強制的に禁止するという主旨なのかとのただしがあり、条例制定そのものが現状の景観を維持していくことであり、これに取り組んでいかなければ世界遺産には繋がっていかない。大規模造成や開発事業以外で、例えば指定区域内に自宅を建築するとか樹木を伐採して新たに植林する場合は許可することができるとの答弁がありました。

念頭に置いている景観保全地区として、黒河道以外で指定を受けるような地区はあるかとのただしがあり、今のところは世界遺産対象の黒河道の区域のみを考えている。今後、世界遺産の区域が広がる、または別に世界遺産の指定を受けるということが有れば、指定範囲が広がる可能性はあるとの答弁がありました。

景観保全審議会の組織について、委員を10人以内としている点と学識経験者はどの分野からと考えているか。また、罰則らしいものが無いが大丈夫かとのただしがあり、委員の人数は、県下の状況では10人から15人で、地域の住民代表、地域の文化財に関する活動をしている方や大学の先生を委嘱しているといったところである。文化財の保護、活用は地域住民の理解のもとで進めていくという基本があり、これがなければ推進されないものである。地権者の方々にこれまでも説明会を開いており、関係地区それぞれにおいて理解を得られたものと考えているとの答弁がありました。

議案第 33 号は、運動公園について、平成 28 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理が満了することに伴い、現指定管理者である公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社の設立経緯、施設全体の熟知度、自主事業等の展開や長年の運営実績等を考慮し、引き続き平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間、同法人を指定管理者として指定するものである。

委員から、本施設の指定管理者の指定においては、当初から公募なしで指定してきているが、当該法人の仕事ぶりを見て、管理運営にさらなる進歩があるように、改善すべきところは改善してもらおうという考えはあるかとのただしがあり、市が県から指定管理者の指定を受けている県立体育館も本年度末をもって期間が満了するなかで、12 月県議会で、引き続き橋本市を指定する議案を提出していただいております、議案が可決されれば、これまでどおり橋本市が指定を受けて当該法人に管理委託することを考えている。運動公園と県立体育館が一体的に管理運営できる部分も含めて当該法人にお願いすることにした。ただ、県立体育館の指定管理においては、今後、指名競争入札の検討という話もあることから、今回は本件のとおり指定し、この 5 年間に当該法人においても、独立していけるだけの力量をしっかりと付けていただくよう指導していきたいとの答弁がありました。

スポーツツーリズムに合致するような活動を誘致する考えはどうかとのただしがあり、スポーツ合宿の実績が驚くほど上がっている。全国規模の大会は無いが、合宿などには十分使っていただけるので、引き続き誘致に努めるよう働きかけたいとの答弁がありました。